

第5編

原子力災害対策編

延岡市地域防災計画 目次

第5編 原子力災害対策編

(章)	(節)	(項)	(内容)	(頁)
第1章			基本的な考え方等	
	第1節		基本的考え方	582～583
	第2節		基礎とすべき災害の想定	584
	第3節		防災関係機関の業務の大綱	585
第2章			原子力災害予防計画	
	第1節		情報の収集・連絡体制等の整備	586
	第2節		応急体制の整備	587
	第3節		住民の屋内退避・一時移転等に係る体制の整備	588
	第4節		住民への健康相談体制の整備	589
	第5節		住民等への的確な情報伝達	590
	第6節		原子力防災等に関する住民等への知識の普及・啓発	591
	第7節		防災訓練の実施	592
	第8節		民間企業等との連携	593
第3章			原子力災害応急対策計画	
	第1節		基本方針	594
	第2節		情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	595～596
	第3節		活動体制の確立	597～598
	第4節		住民等への的確な情報伝達活動	599～601
	第5節		屋内退避・一時移転等の防護活動	602
	第6節		医療及び健康相談の実施	603
第4章			原子力災害復旧・復興計画	
	第1節		放射性物質による環境汚染への対処	604
	第2節		風評被害等の影響軽減	605
	第3節		住民健康相談	606

第1章

基本的な考え方等

第1節 基本的考え方

宮崎県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

この「原子力災害対策重点区域」の範囲については実用発電用原子炉の場合、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）が概ね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）については、概ね30キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、宮崎県は平成26年3月に宮崎県地域防災計画原子力災害対策編（以下「県防災計画」という。）を新設した。

本市では、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県防災計画の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

【この編で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する事業者をいう
原子力事業所	原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう

【本県周辺地域に立地する原子力発電所（距離は市境までの最短距離）】

発電所名	伊方原子力発電所
事業者名	四国電力株式会社
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40番地3
本市までの距離	約90km

発電所名	川内原子力発電所
------	----------

事業者名	九州電力株式会社
所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎字片平山 1765 番地 3 号
本市までの距離	約 150km

発電所名	玄海原子力発電所
事業者名	九州電力株式会社
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112 番地 1
本市までの距離	約 180km

なお、本計画は、延岡市地域防災計画(以下「市防災計画」という。)の「原子力災害対策編(以下「本編」という。)」として定めるものであり、この本編に定めのない事項については、市防災計画の総則及び他編によるものとする。また、市防災計画にも定めのない事項については、国及び県の指示又は要請に基づき実施するものとする。

今後原子力災害対策指針の改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、県防災計画との整合性を図りながら、本編について必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

第2節 基礎とすべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本市に及ぶ可能性があることが想定される。

そのため、本編は川内原子力発電所及び伊方原子力発電所で、次の1～3に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、本市から距離が約180キロメートルの玄海原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

1. 警戒事態又はこれに準ずる事象(あらかじめ県と九州電力株式会社川内原子力発電所において定める事象及び、愛媛県の定める「伊方発電所異常時通報連絡公表要領に基づく公表事項等」に掲げるもののうち、直ちに公表を要する事象をいう。以下同じ。)が発生したとき
2. 施設敷地緊急事態が発生したとき
3. 全面緊急事態が発生したとき

第3節 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市防災計画総則（編）第1章第6節を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

1. 原子力事業者

機関名	業務の大綱
九州電力株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること (5) この計画に基づき、市その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること

第2章

原子力災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

市は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、必要に応じて国や県等が実施する原子力防災に関する研修会等に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

市は、県と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

3. 通信手段の確保

市は、県等への的確な情報伝達を図るため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、防災関係機関等との間で開設している総合防災情報ネットワーク（以下「県防災無線網」という。）の活用を図る。

第2節 応急体制の整備

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

1. 災害対策本部の体制整備等

市は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

2. 職員の参集体制の整備

市は、川内原子力発電所及び伊方原子力発電所での災害発生時に、必要な体制が迅速に執れるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

3. 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、その他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

4. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図るものとする。

第3節 住民の屋内退避・一時移転等に係る体制の整備

1. 屋内退避・一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。(避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。)

2. 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、機密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定するよう努めるものとする。

第4節 住民への健康相談体制の整備

市は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、相談体制の整備を図る。

第5節 住民等への的確な情報伝達

市は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。また市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努めるものとする。特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに、市は、県と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市は、県等から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合においては、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線・インターネット・メール・コミュニティFM・ケーブルテレビ・広報車など複数の伝達方法を検討するものとする。

第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

市は、県と連携し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

1. 放射性物質及び放射線の特性に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. 緊急時に市や県、国等が講じる対策の内容に関すること
6. 屋内退避及び避難に関すること
7. 要配慮者への支援に関すること
8. 緊急時にとるべき行動
9. 避難所での運営管理、行動等に関すること

第7節 防災訓練の実施

市は、県と連携して屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

第8節 民間企業等との連携

市は、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。

第3章

原子力災害応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 川内原子力発電所で原子力災害が発生した場合

県と九州電力株式会社との間で平成25年7月16日に締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」（以下「覚書」という。）にサダム態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社から県に対してあらかじめ定めた方法により情報連絡が行われることとなっており、本市においてはそれに従うものとする。

(1) 警戒事態等（覚書に基づく異常時の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

(2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（覚書に基づく非常時の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

(3) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

九州電力株式会社から、県に施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合、県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

2. 伊方原子力発電所で原子力災害が発生した場合

本市から最も近い原子力事業所である伊方原子力発電所について、大分県は立地県である愛媛県との間で情報連絡等に関する確認書を取り交わし、愛媛の定める「伊方発電所異常時通報連絡公表要領に基づく公表事項等」に掲げるもののうち、直ちに公表を要する事象（警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を含む）が発生した場合は、立地県である愛媛県が大分県に連絡を行い、大分県はこの連絡を受けた時は、宮崎県に連絡し、宮崎県は県内の市町村等の関係機関へ直ちに情報提供を行うこととなっている。

※第3章第4節の【情報連絡系統図】参照

3. 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、県防災無線網や衛星携帯電話等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、国及び県が実施する緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)が開始された場合はその情報収集に努め、その後の対策に活用する。

第3節 活動体制の確立

市は、川内原子力発電所及び伊方原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて、次の体制をとるものとする。

1. 市の活動体制

(1) 情報連絡本部体制

- ア. 川内原子力発電所及び伊方原子力発電所において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合
- イ. その他危機管理課長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部体制

- ア. 川内原子力発電所及び伊方原子力発電所において、施設敷地緊急事態が発生した場合
- イ. その他総務部長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

- ア. 川内原子力発電所及び伊方原子力発電所において、全面緊急事態が発生した場合
- イ. その他市長が必要と認めたとき

2. 市の動員配備計画

職員の動員配備計画については、第2編（風水害等災害対策編）第2章第3節第1項によるほか、次のとおりとする。

※原子力災害対策関係課

：生活福祉課、生活環境課、おやこ保健福祉課、健康長寿課、総合農政課、観光戦略課、学校教育課、消防本部警防課、その他危機管理課長が必要と認める課室

本部設置基準	本部区分	原子力災害対策関係課	総務班	情報班
全面緊急事態が発生した場合	災害対策本部	全職員	全職員	全職員
施設敷地緊急事態が発生した場合	災害警戒本部	課室長 (必要に応じ人員確保)	危機管理課長 危機管理課員 管財課長 管財課員 総務課長(※) 防災推進員 (※必要に応じ人員確保)	経営政策課長(※) 職員課長(※) (※必要に応じ人員確保)
警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合	情報連絡本部		危機管理課長 危機管理課員	経営政策課 総務課広報広聴係員 (2名)

◇原子力災害対策関係課及び総務班・情報班は、県の原子力災害時の職員参集・配備計画に準じ、市災害対策本部の関係課室を指定。

◇各総合支所対策部は、上記登庁基準に準じ職員の配置を行う。

3. 市災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

本部区分	基準
災害対策本部	(1) 原子力緊急事態解除宣言(原災法第15条第4項で規定するものをいう。以下同じ。)が行われた場合など、原子力災害の影響が本市の地域に及ぶおそれがないと本部長が認めたとき (2) 本部長が、おおむね緊急事態応急対策(原災法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)を終了したと認めるとき
災害警戒本部	(1) 災害対策本部が設置されたとき (2) 原子力災害の影響が本市の地域に及ぶおそれがないと本部長が認めたとき

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

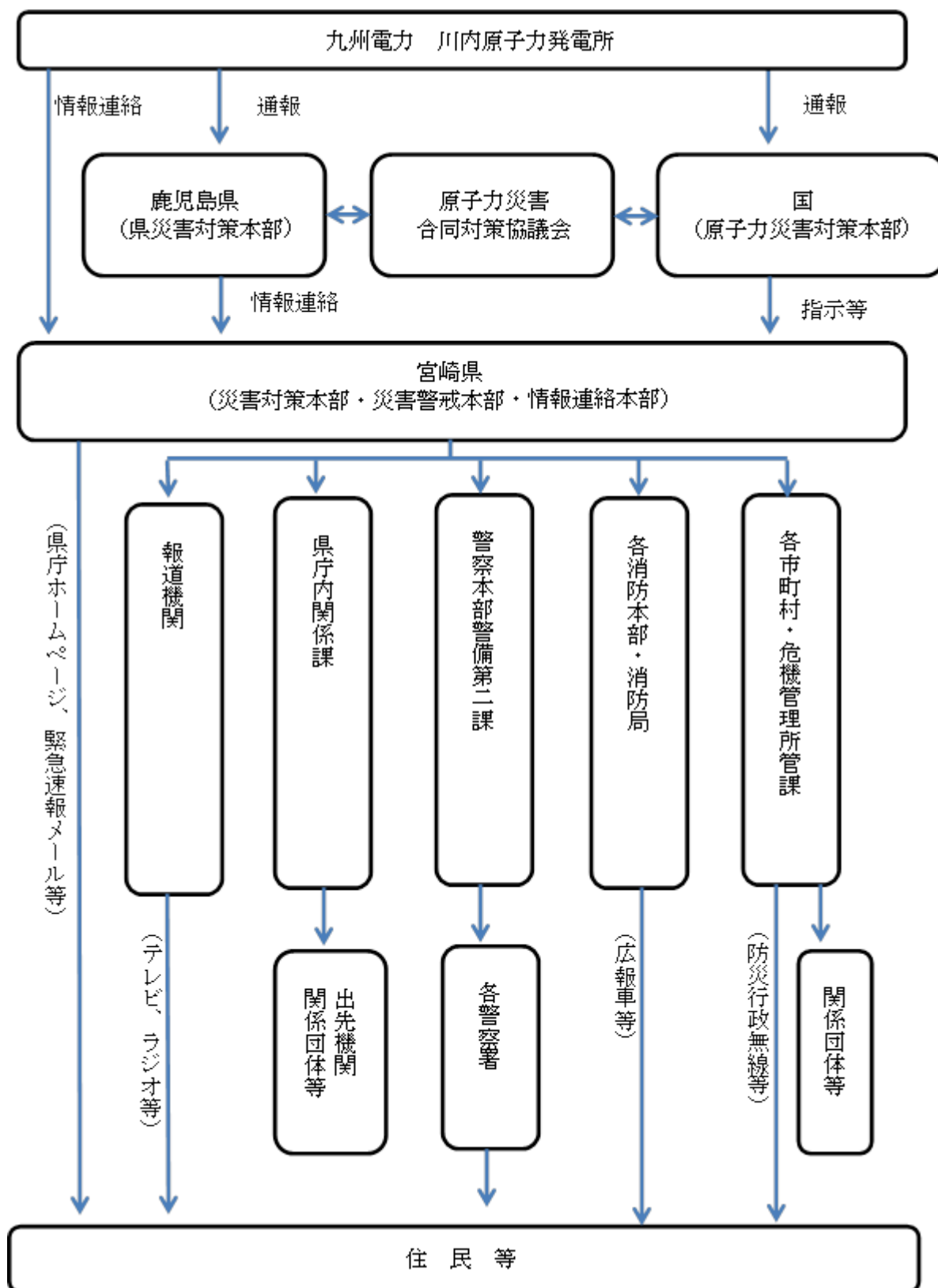
1. 住民等への情報伝達活動

市は、県等から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、必要に応じて同報系防災行政無線・インターネット・メール・コミュニティFM・ケーブルテレビ・広報車等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

2. 住民等からの問合せに対する対応

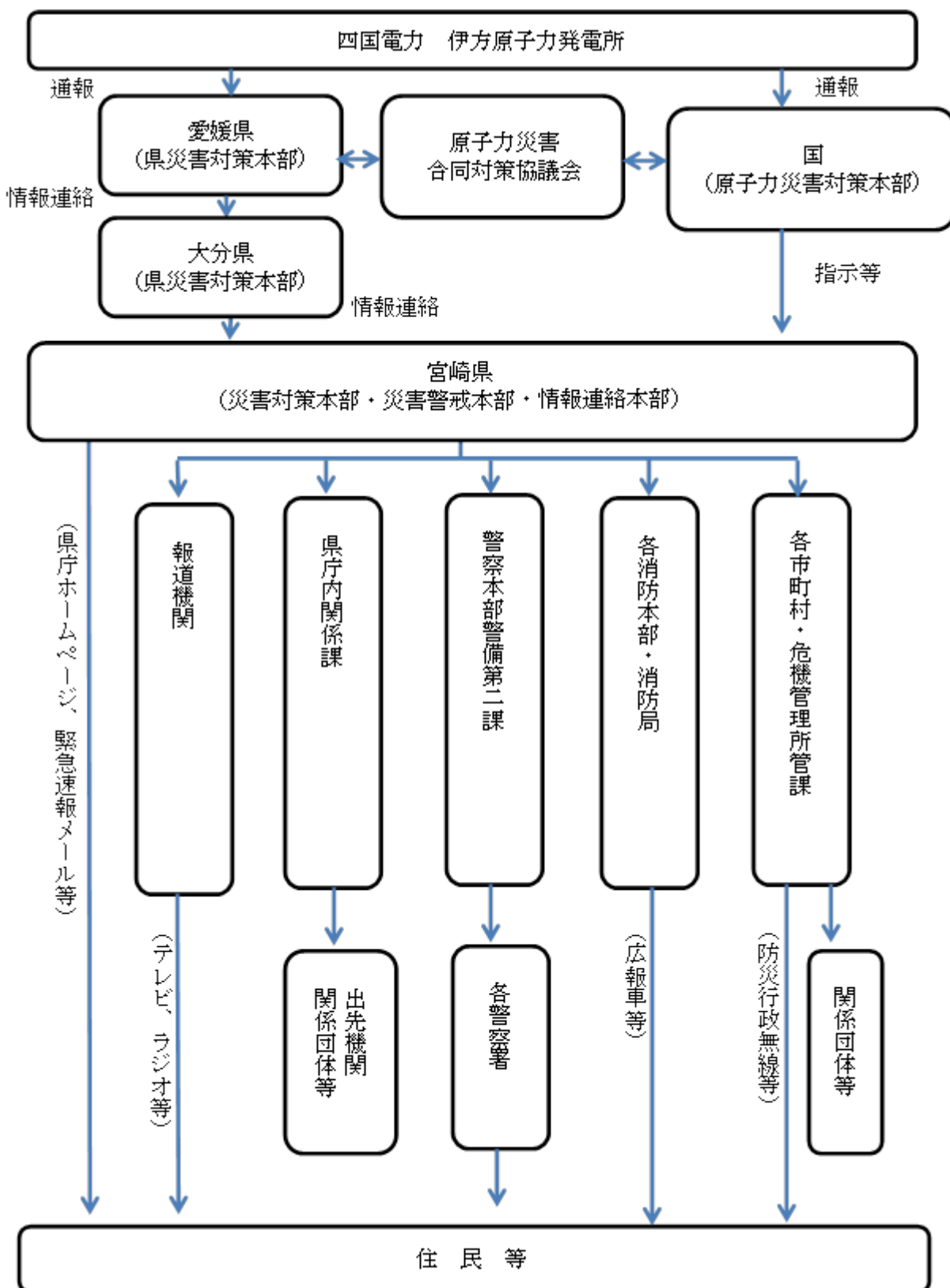
市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

■情報連絡系統図
(九州電力川内原子力発電所)



■情報連絡系統図

(四国電力 伊方原子力発電所)



第5節 屋内退避、一時移転等の防護活動

市は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1. 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急自体宣言が発出された場合、市は、屋内退避を実施する旨の注意喚起を行う。

2. 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

3. 避難所の開設及び運営

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

4. 要配慮者等への配慮

市は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態が悪化することなどないよう十分配慮するものとする。

第6節 医療及び健康相談の実施

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第4章

原子力災害復旧・復興計画

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関と連携して、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第2節 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の製品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

第3節 住民健康相談

市は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談等を行うための体制を整備し実施するものとする。

